

カナダの施設（Est.506）から輸出される馬肉等の輸入手続の保留について

平成22年10月14日

○ 輸入手続が保留となる施設の概要

手続の保留期間：10月10日以降

輸出施設：BOUVRY EXPORTS CALGARY LTD. (Est.506)

対象品目：当該施設からのすべての品目

（馬の肉及び臓器、豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコン）

（参考）

- ・ 10月10日、カナダから到着した馬肉114箱（1,520kg）を検査したところ、バイソン肉と記載されたものが8箱（97.9kg）混入していることを確認。このため、輸出施設において適切な改善措置がとられたことが確認されるまでの間、当該施設で製造される馬肉及び豚肉等に対する輸入手続を保留。
- ・ バイソン肉の輸入については、カナダとの間で家畜衛生条件が締結されておらず、日本への輸入が認められていない。